

美浜サーキット・クニモト 貸切り契約規定

美浜サーキット・クニモト(以下、甲とする)を貸切りしていただく際には主催者(以下、乙とする)は必ずこの「貸切り契約規定」をお読みになり、以下の事項を守って下さい。規定事項に違反した場合には、走行の中止、イベントの中止をさせていただくこともあります。

第1条 貸切り内容

賃借する施設、期間、時間、付帯施設および機材等については、申請書記載の通りとする。施設使用において、施設管理、イベント運営は第三者への又貸しを禁止する。また主催者が参加できないときは、当日の責任者を明確にすること。

■ 貸切り使用申請方法

貸切り希望の日程が貸切りできるかどうかHPスケジュールを確認していただくか、TELにて問い合わせしてください。

TEL0569-87-3003

ご予約希望日が重なった場合、申込用紙のFAXでの先着順とさせていただきます。

確認が取れましたらHP上にあります、「貸切りプラン申込書」をダウンロードし必要事項を記入していただきFAXまたはサーキットにご持参下さい。

その後、サーキット側からお見積りを提示致します。1ヶ月前までに予約金30%ご入金を確認された時点で本契約とさせていただきます。

貸切り申込開始は6カ月前から1カ月前までとします。

1カ月以内での貸切りは承りません。

第2条 運営管理、損害に対する責任

イベント当日の責任はすべて乙が負うものとする。

1. 施設使用中は安全かつ円滑な運営が実施できるように努めること。
2. 施設使用中および管理中に発生した事故ならびに第三者に対する損害賠償等はすべて乙が対応、処理すること。

第3条 安全管理

甲は、主催者並びにイベント参加者(ギャラリーを含む)が施設を使用中、安全かつ円滑に運営を実施できるように常に監視するものとする。こちらで安全管理上必要だと判断した場合は運営に介入し通知することなく使用の変更、中断、中止を決定できる。

第4条 施設の損害賠償

施設使用中に、甲の施設、機材等を事故により損害を与えた場合はその費用は乙またはイベント参加者が支払うものとする。その場合施設を元の状態に復帰させるものとする。最終的な責任は主催者に帰する。

第5条 設置及び撤去

施設及び付帯施設において設置、移動させたものは使用後速やかに復帰させること。

また、参加者が持ち込んだ廃タイヤ、廃パーツ、ゴミは責任を持って処分すること。
(怠った場合次回の貸切り申し込みは拒否します。)

第6条 走行車両規定

走行規定については、甲の走行規定に基づいて運営を行なうこと。

第7条 走行上の規制事項

1. トラック、バス、特殊車両等、コースに著しい影響を与えると判断される車両は走行できない。
2. 二輪の二人乗りは認めない。
3. 四輪の同乗走行は主催者が認めた場合のみとする。
4. 18歳以下の同乗者は、その親権者の同意がある場合のみ同乗を認める。
同乗走行させる場合はドライバーと同程度の装備で同乗させること。

第8条 不可抗力による走行中止

不可抗力(自然現象)により、施設における走行が不可能、危険と甲が判断した場合は走行を中止させなければならない。この場合当該部分の契約を解除とし、それによる双方の損害は互いに追及しないものとする。

第9条 使用の中断

次の場合は甲の判断で施設の使用を中断、中止することができる。
尚、この場合使用料の返還は一切しないものとする。

1. 規定を著しく守られていないと判断された時
2. 走行マナーが著しく守られていないと判断された時
3. 重大事故等により催事の継続が不可能と判断された場合。
4. 貸切り申込書に虚偽の記載がされていた場合。

第10条 支払い

1. コース使用料その他の諸経費は、施設使用日の前日までに送金または振り込みするか前日までに支払うこと。
2. 施設使用当日に追加で使用するものがでた場合、当日直ちに支払いをすること。
3. 使用料金の振込先

三菱東京UFJ銀行 半田支店 (店)440 (普)0025134
(口座名) 株式会社美浜サーキット・クニモト

第11条 賃借条件の変更

申込書受理後の日程変更や解約は原則として禁止する。

乙の事情により解約された場合は、次のとおり、キャンセル料を支払わなければならない。

施設利用日の30日～……	施設使用料の30%
14日～……	施設使用料の50%
7日～前日……	施設使用料の80%
当日……	施設利用料の100%

第12条 保険について

保険については乙が必要であれば加入すること。

第13条 連絡先

乙は、常時連絡が取れる連絡先を明確にすること。

第14条 貸切り使用の拒否

以下の場合甲の判断により、貸切り使用の契約が成立しない場合がある。

1. 規約を著しく守れていないと判断した場合。
2. 安全面の配慮がなされていないと判断した場合。
3. 貸切り使用の拒否対象になっている団体が主催者を変えたり名前を変えて申請した場合。契約後その事実がわかった場合契約は解除する。

上記以外にも理由を明かす事なく拒否する場合がある。

第15条 イベント参加者について

本書または別紙の走行規定などを事前のミーティング等で理解させたうえで走行させること。

マナーの著しく悪い走行者には甲から直接注意または走行の中止を言い渡す場合がある。

第16条 協議事項

本書に定めなき事項、または疑義を生じた事項については協議の上で決定する。

第17条 その他

- 1.ピット内での火の取り扱い禁止致します。
(バーベキュー等をされる場合、上の駐車場または第3駐車場をご利用ください。)
- 2.ピット・パドック内では禁煙です。タバコは灰皿のある場所をお願い致します。
吸殻の投げ捨てはさせないこと。あまりにもマナーの悪い参加者のいた場合は今後の貸切り使用を拒否することもある。
- 3.イベントを行なうスタッフへの指導
当日のイベントの運営スタッフには、甲の利用規約をよく理解させること。またコースに入るスタッフは必ず旗の意味を理解していなければならない
走行中に必要以外のスタッフをコース内にいれてはならない
- 4.ギャラリーへの対応
ギャラリーをコース内に入れないこと。安全な場所で観戦できるよう気を配ること。
また、美浜サーキット・クニモトを通る近隣住民の方の通行を妨げる駐車や行為は絶対しないこと。またサーキット近くで無意味にスピードを出したりしないようイベント参加者に通達すること。
- 5.プレス及び撮影される方がいる場合へ
コース内で撮影をされる方がいる場合、その方にはコントロールタワー
1階受付にてプレス申請書を記入していただきます。